

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省4－⑳）

政策分野名 【施策名】	林産物の供給及び利用の確保	担当部局名	林野庁 【林野庁木材産業課/木材利用課/研究指導課/経営企画課/業務課/企画課】
政策の概要 【施策の概要】	原木の安定供給、木材産業の競争力強化、都市等における木材利用の促進、生活関連分野等における木材利用の促進、木質バイオマスの利用、木材等の輸出促進、消費者等の理解の醸成等	政策評価体系上の位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展
政策に関する内閣の重要政策	・森林・林業基本計画（令和3年6月15日閣議決定）第3の3 ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）	政策評価実施予定時期	令和8年8月

施策(1)	原木の安定供給										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	望ましい安定供給体制、木材の生産流通の効率化										
目標① 【達成すべき目標】	原木を安定的に供給する体制への転換										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 国産材の供給量【再 掲】	3,100万 m3	元年度	4,000万 m3	7年度	3,300万 m3	3,400万 m3	3,600万 m3	3,800万 m3	4,000万 m3	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)ア「原木を安定的に供給する体制への転換」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 国産材供給量は森林・林業基本計画において令和7年度4,000万m ³ が目標として定められている。その実現には原木の安定供給体制の構築が必要であることから、測定指標に設定した。 各年度の目標値は、基準値と目標値を直線で結び、暫定値で設定した。
					把握中 (9月末 頃予 定)						
	把握の方法	出典:木材需給報告書 作成時期:調査年度の翌年度9月末頃 算出方法:木材需給報告書のデータにより把握									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%) = 当該年度の実績(見込)値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

目標② 【達成すべき目標】		川上と川中(注1)との協定取引や直送等の取組を推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 素材生産者から製材 工場等への直送率	40%	30年度	51%	5年度	-	-	51%	-	-	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)イ「川上と川中との協定取引や直送等の取組を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 木材の生産流通の効率化については、基本計画において、木材需要に応じた最適な生産流通経路を実現し、原木を安定的に供給・調達できるようにするため、原木の生産流通ロットの拡大、優良材・並材の選別、川上と川中との協定取引や直送等の取組を進めていくこととしており、政策目標では、この中で指標が存在している直送率を測定指標として設定。 目標値については、過去の実績等を踏まえて設定した。次回は令和5年度の実績を調査予定。
	把握の方法		出典:木材流通構造調査 作成時期:調査年度翌年度の8月頃に公表(次回は令和5年度に調査実施予定) 算出方法:公表資料を基に木材産業課で試算								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=当該年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)	木材産業の競争力強化										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	大規模工場等における「国際競争力」、中小製材工場等における「地場競争力」の強化、JAS製品の供給及び国産材比率の低い分野への利用を促進する。										
目標① 【達成すべき目標】	建築用材市場における需要を獲得していくため、製品を低コストで安定的に供給										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 建築用材における国産材利用量	1,800 万m3	元年度	2,500 万m3	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
					2,000 万m3	2,100 万m3	2,200 万m3	2,300 万m3	2,500 万m3		
					9月末 頃把握 予定					F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)ア「建築用材市場における需要を獲得していくため、製品を低コストで安定的に供給」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 建築用材における国産材利用量は森林・林業基本計画に令和7年度2,500万m ³ が目標として定められており、その需要拡大には製品の安定供給が必要であり、そのひとつの手段として大規模工場等における国際競争力の強化が定められていることから、本項目の測定指標に設定した。 年度毎の目標値は、目標に向けておよそ一定割合で増加させることとした。
	把握の方法	出典:木材需給報告書 作成時期:調査年度の翌年度9月末頃 算出方法:木材需給報告書のデータにより把握									
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100 A ⁺ ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等、JAS製品の利用を促進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア JAS製材(機械等級区分構造用製材)の認証工場数	90工場	2年度	110工場	7年度	94工場	98工場	102工場	106工場	110工場	S↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)イ「細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等」及びウ「JAS製品の利用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 中小規模の製材工場等については、高い単価の地域材製品の生産や細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等を通じて、競争力を強化し、寸法安定性に優れるなど品質性能の確かな木材製品の供給を促進していくこととしている。品質性能の確かな木材製品として、JAS製品の中で、特に今後非住宅分野等での利用が求められる機械等級区分製材の供給促進が重要であることから、JAS製材(機械等級区分構造用製材)の供給を行うことができる認証工場の数を経指標とし、近年の実績を踏まえて目標値を設定した。</p>
					97工場						
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:林野庁調べのデータを基に試算								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】		横架材や羽柄材等での利用を拡大									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度	目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度				
ア 横架材用のラミナ及び羽柄材を含む国産材建築用材(ひき割類)の出荷量	2,036 千m3	30年度	2,110 千m3	7年度	2,070 千m3	2,080 千m3	2,090 千m3	2,100 千m3	2,110 千m3	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)エ「横架材や羽柄材等での利用を拡大」に該当する指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 木造住宅における部材別の国産材使用割合及び使用量を踏まえ、横架材や羽柄材等での国産材の利用を拡大していくことが有効であることから、横架材に多く使用される集成材の構成要素であるラミナ及び羽柄材を含む国産材建材用材(ひき割類)の出荷量を測定指標とし、目標値は近年の実績を踏まえて設定した。
	把握の方法		出典:木材需給報告書 作成時期:調査年度の翌年度9月末頃 算出方法:木材需給報告書のデータにより把握								
	達成度合いの判定方法		$\text{達成度合}(\%) = \frac{\text{当該年度の実績(見込)値}}{\text{当該年度の目標値}} \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(3)	都市等における木材利用の促進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	都市等における木材利用の促進に向けて、国自らが率先して公共建築物の木造化・内装の木質化などを推進する。また、民間非住宅分野等の需要の獲得に向けた取組を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	公共建築物等の木造化・内装の木質化を推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 公共建築物の木造率	13.8%	元年度	20%	7年度	3年度 16%	4年度 17%	5年度 18%	6年度 19%	7年度 20%		
把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度3月末頃 算出方法:「国土交通省建築着工統計調査」のデータを基に試算										
達成度合いの判定方法	達成度合(%) = 当該年度の実績(見込)値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(4)	生活関連分野等における木材利用の促進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生活関連分野等における木材利用の促進に向けて、木材製品に対する様々な消費者ニーズを捉え、生活関連分野等への木材利用を促進する。										
目標① 【達成すべき目標】	生活関連分野等への木材利用を促進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 木材を購入する際、 国産材であることを 重視する人の割合	20%	2年度	30%	7年度	年度ごとの実績値 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
					21.6%						
	把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の3月末頃 算出方法:アンケート調査により認知度を集計し、達成状況を把握。									
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

イ ウッド・チェンジロゴ マークの使用登録数	136件	3年度	500件	7年度	-	215件	300件	395件	500件	S ↑ 一直	<p>【測定指標の選定理由】</p> <p>木づかい運動の普及状況を計測するための指標として令和3年10月の脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(改正前:公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律)の改正を受けロゴマーク使用者の登録を開始したものであり、基本計画第3の3(4)「生活関連分野等への木材利用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】</p> <p>令和3年度に概ね140件の登録があったことを踏まえ、5年間で500件を目標とする(各都道府県10~20件)。露出が増大することによる波及効果として徐々に年間の増加量が増える(年10件ずつ)ことを見込むこととし、各年度の目標値を設定した。</p>
					136件						
	把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の3月末頃 算出方法:登録者数の合計									
達成度合いの判定方法	$\text{達成度合}(\%) = (\text{当該年度の実績(見込)値}) / (\text{当該年度の目標値}) \times 100$ A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

施策(5)	木質バイオマス(注2)の利用											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	木質バイオマス利用に向けて、エネルギー利用、マテリアル利用を促進する。											
目標① 【達成すべき目標】	燃料材の安定供給											
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
ア 国産の燃料材利用量【再掲】	693万m3	元年度	800万m3	7年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			F↑一直
					720万m3	740万m3	760万m3	780万m3	800万m3			
					12月末頃把握予定							
	把握の方法		出典:木材需給報告書 作成時期:調査年度の12月末頃 算出方法:木材需給報告書のデータにより把握									
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績(見込)値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(5)ア「燃料材の安定供給」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標年度及び目標値は、森林・林業基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。このため、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結び、年度ごとの目標値を便宜的に記載した。	

目標② 【達成すべき目標】		新素材の研究・技術開発を推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 新素材の開発・実証 件数	2件	2年度	3件	毎年度	3件	3件	3件	3件	3件	F＝－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(5)イ「新素材の研究・技術開発を推進」に該当するアウト プット指標として設定。新素材の製造技術は開発・実証段階であり、確実に 製品化まで達成されると限らないことから、適切な指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新素材の研究・技術開発については、毎年度の補助事業での開発・実証 見込件数である3件を目標値として設定した。
					3件						
	把握の方法		出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:補助事業終了後の成果報告書等にて技術や製品の開発・実証の状況を判定								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績(見込)値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:95%以上150%以下、Bランク:90%以上95%未満、Cランク:90%未満									

施策(6)	木材等の輸出促進										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	木材等の輸出促進に向けて、付加価値の高い木材製品の輸出への転換を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	付加価値の高い木材製品の輸出への転換										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準 年度		目標 年度	目標 年度	年度ごとの実績値 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
ア 製材・合板の輸出額	125億円	元年度	351億円	7年度	176億 円	209億 円	249億 円	296億 円	351億 円	F↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(6)「付加価値の高い木材製品の輸出への転換」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、製材・合板を輸出重点項目と位置付け、目標年度及び目標値を定めている。 年度ごとの目標値については、同戦略において明確化した、目標達成のための手段の進捗を考慮して設定した。
	把握の方法		出典:貿易統計(財務省) 公表時期:調査年度の3月頃 算出方法:貿易統計中 HS4407、4412、4413の年内の合計値								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=当該年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

<p>施策(7)</p>	<p>消費者等の理解の醸成</p>										
<p>施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】</p>	<p>消費者等の理解の醸成に向けて、木材利用の意義や効果等のエビデンスの発信、「木づかい運動」や「木育」等の推進、合法伐採木材等の流通量の増加を図る。</p>										
<p>目標① 【達成すべき目標】</p>	<p>消費者等の理解を醸成、合法伐採木材の流通量を増加</p>										
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値</p>					<p>指標一 計算分類</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>ア 木材を購入する際、 国産材であることを 重視する人の割合 【再掲】</p>	<p>20%</p>	<p>2年度</p>	<p>30%</p>	<p>7年度</p>	<p>3年度</p>	<p>4年度</p>	<p>5年度</p>	<p>6年度</p>	<p>7年度</p>		
<p>把握の方法</p>	<p>出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の3月末頃 算出方法:アンケート調査により認知度を集計し、達成状況を把握。</p>										
<p>達成度合いの 判定方法</p>	<p>達成度合(%)=当該年度の実績(見込)値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>										

イ 第一種登録木材関連事業者が取り扱う 合法性が確認できた 木材の量	3,035万 m3	元年度	4,350万 m3	7年度	3,473万 m3	3,693万 m3	3,912万 m3	4,131万 m3	4,350万 m3	F↑一直	<p>【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(7)「合法伐採木材の流通量を増加」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画において、令和7年度の木材の総需要量が8,700万m³と見通されており、このうち、約5割の木材について、第一種登録木材関連事業者により合法性の確認が行われることを目指し、目標を設定。 毎年度の目標値については、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載した。</p>
					12月下旬把握予定 (暫定値)						
	把握の方法	出典:林野庁調べ 作成時期:調査年度の翌々年度4月(暫定値は調査年度の翌年度12月下旬把握予定) 算出方法:登録実施機関による年度報告により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			4年度 当初予算額 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等	令和4 年度行政 事業 レビュー 事業番号
	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 [百万円]				
(1) 高付加価値木材製品輸出促進事業(令和3年度)(関連:4-2)	-	-	104 (91)	-	(6)-①-ア	-	0064
(2) 農山漁村振興交付金(平成28年度)(関連:4-1,3,7,8,10,13,14,15,17,19,20,24)	9,138 の内数 (7,026 の内数)	8,451 の内数 (6,453 の内数)	8,240 の内数 (5,989 の内数)	9,752 の内数	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア	-	0232
(3) 林業普及指導事業交付金(昭和58年度)(関連:4-19,20)	349 (349)	349 (349)	348 (348)	348	(1)-①-ア	-	0244
(4) 国有林野事業(平成25年度)(関連:4-19)	11,394 (11,051)	11,506 (10,670)	11,227 (10,612)	11,201	(1)-①-ア	-	0249
(5) 木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策(前年度:合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策)(平成27年度)(主)	36,536 (35,247)	32,139 (30,612)	36,922 (33,337)	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア (5)-②-ア (6)-①-ア	-	0266

(6)	林業・木材産業成長 産業化促進対策 (平成30年度) (主)	10,701 (10,288)	9,920 (8,619)	9,030 (8,889)	7,330	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア (5)-②-ア	-	0267
(7)	建築用木材供給・利 用強化対策(前年 度:木材産業・木造 建築活性化対策) (平成30年度) (主)	1,169 (1,136)	1,365 (1,302)	1,255 (940)	1,257	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (5)-①-ア (5)-②-ア	-	0268
(8)	林業信用保証事業 交付金 (平成30年度) (主)	348 (348)	1,676 (1,676)	631 (631)	440	(1)-①-ア	-	0269
(9)	木材需要の創出・輸 出力強化対策 (平成30年度) (主)	682 (669)	700 (626)	506 (493)	442	(3)-①-ア (4)-①-ア (4)-①-イ (5)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-イ	-	0270
(10)	林業施設整備等利 子助成事業 (平成30年度) (主)	367 (311)	857 (603)	793 (570)	289	(1)-①-ア	-	0271

(11)	林業イノベーション 推進総合対策 (令和2年度) (主)	-	817 (793)	759 (746)	781	(1)-①-ア (5)-②-ア	-	0272
(12)	カーボンニュートラル 実現に向けた国民運 動展開対策 (令和4年度) (関連:4-19)	-	-	-	183	(4)-①-ア (4)-①-イ (7)-①-ア	-	新22- 0029
(13)	国産材転換支援緊 急対策事業 (令和4年度) (主)	-	-	-	4,024	(1)-①-ア	-	新22- 0031
(14)	森林法(普及指導事 業制度) (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(15)	林業・木材産業改善 資金助成法 (昭和51年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(16)	木材の安定供給の 確保に関する特別措 置法 (平成8年)	-	-	-	-	(1)-①-ア	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-

(17)	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成22年、令和3年改正)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-イ (2)-③-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (4)-①-イ (5)-①-ア (5)-②-ア (7)-①-ア (7)-①-イ	木材の適切かつ安定的な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会の実現に資するため、木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、木材の利用の促進に関する基本方針等の策定、木材利用促進本部の設置、建築物における木材の利用の促進及び建築物用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置等建築物における木材の利用を促進するための必要な措置を講ずる。 同法の規定により、木材利用促進本部において定める基本方針に基づき、国や地方公共団体による公共建築物等での率先的な木材利用を推進し、民間建築物における木材利用を促進することにより、都市における木材利用の促進、木材の需要拡大等に寄与する。	-
(18)	合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成29年)	-	-	-	-	(7)-①-イ	自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずる。 同法の規定に基づき、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」を定め、木材関連事業者が取り扱う木材について合法性の確認を求めるとともに、合法性の確認を適切かつ確実に行う事業者の任意の登録制度を設けることにより、合法性が確認された木材の利用を促進し、我が国における違法伐採木材の流通の防止に寄与する。	-
(19)	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 (令和2年)	-	-	-	-	(6)-①-ア	農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置するとともに、同本部による基本方針及び実行計画の策定、輸出証明書の発行、輸出事業計画の認定等の措置を講ずることにより、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。	-
(20)	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (令和4年)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (4)-①-イ (5)-①-ア (5)-②-ア (6)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-イ	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 令和4年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-

(21)	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 [所得税・法人税:措法第33条、第64条] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	取用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(租税特別措置法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な取用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(22)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税:措法第33条の2] (昭和26年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	交換取得資産の帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の取得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(23)	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税:措法第33条の4、第65条の2] (昭和38年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	取用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な取用等が円滑に進むことにより、適切な森林施業が行われ土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(24)	取用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 [法人税:措法第64条の2] (平成13年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア	取用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(25)	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減 [登録免許税:措法第78条第2項] (昭和48年度)	1 (0)	1 (-)	1 (-)	-	(1)-①-ア	(独)農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等についての税率の軽減。 (独)農林漁業信用基金の保証により金融機関から融資を受けて経営改善等を図ろうとする林業者等を対象に、これらの者がスムーズに経営改善等に着手できるよう、事業開始年度の経営負担を軽減し資金調達の円滑化を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(26)	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置 [事業所税:地税法第701条の41第1項第8号] (昭和50年度)	319 (315)	315 (313)	313 (-)	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-③-ア	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材を販売する者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-

(27)	中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却又は税額の特別控除 [所得税・法人税: 措法第10条の3、第42条の6] (平成10年度)	国税101 (62) 地方税 36 (22)	国税69 (74) 地方税 25 (29)	国税69 (103) 地方税 25 (38)	-	(1)-①-ア	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(28)	軽油引取税の課税免除の特例 [軽油引取税: 地税法附則第12条の2の7] (平成21年度)	4,533 (4,525)	4,681 (4,488)	4,829 (-)	-	(1)-①-ア	林業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の免税措置。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(29)	軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付[石油石炭税: 措法第90条の3の4] (平成24年度)	63 (69)	68 (70)	71 (-)	-	(1)-①-ア	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額を還付。林業者等の経営の安定化を図ることにより、木材の安定供給の確保に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]		70,684 (内数を 含む)	67,780 (内数を 含む)	69,815 (内数を 含む)	36,047 (内数を 含む)	参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r4/index.html	
政策の執行額[百万円]		66,425 (内数を 含む)	61,703 (内数を 含む)	62,649 (内数を 含む)				

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			4年度 当初予算額 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等	令和4 年度行政 事業 レビュー 事業番号
	元年度 [百万円]	2年度 [百万円]	3年度 [百万円]				
(1) 【参考:復興庁より】 安全な木材製品等 流通影響調査・検証 事業 (平成24年度)	102 (102)	102 (102)	91 (91)	91	-	-	復-0087
(2) 【参考:復興庁より】 災害復旧関係資金 利子助成事業 (平成24年度)	45 (42)	41 (38)	37 (33)	32	-	-	復-0088
(3) 【参考:復興庁より】 放射性物質被害林 産物処理支援事業 (平成25年度)	343 (337)	317 (317)	317 (293)	317	-	-	復-0089
参照URL					https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20220428110351.html		

(注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2) 「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	川上と川中 (川下)	川上は原木を供給する森林所有者や素材生産事業体、川中は原木を加工して木材製品を生産する製材・合板工場等の木材産業事業者、川下は木材需要者である住宅建設事業者やバイオマス発電事業者等を指す。
注2	木質バイオマス	主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。